

別表第九中「別表第九 休職期間等換算表（第二十九条の二関係）」を「別表第九 休職期間等換算表（第二十八条関係）」に改め、同表の備考中第一項を削り、第二項を同表の備考とする。
別表第十一を次のように改める。

別表第十一 調整基本額表(第三十条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,600円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,300円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,600円

ヘ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,800円
2 級	9,200円
3 級	9,600円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	12,100円

別表第十二を削る。

別表第十三知事の事務部局の部本庁の項中「企画調整主幹」を「企画調整主幹 保健監 観光推進監」に、

「部(室)付主幹 交流推進監」を「部(室)付主幹」に、「会計検査監」を「総括財務審査監」に、「施設推進監」を「合併推進監」に、「少子化対策推進監」を「援護指導監」に、「合併推進監」に、「農村振興監」を「農村振興監」に、「技術審査監」を「合併推進監」に、「花き振興監」を「農村振興監」に、「建設業指導監」を「技術審査監」に、「開発指導監」を「開発指導監」に改め、同部中峡中地域振興局の項、峡東地域振興局の項、峡南地域振興局の項、峡北地域振興局の項、富士北麓・東部地域振興局の項、県民相談センターの項及び消費生活センターの項を削り、出先機関の項の次に次のように加える。

中北地域県民センター	所	四種
	次長	六種
峡東地域県民センター	所	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
	次長	六種
峡南地域県民センター	所	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
	次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
富士・東部地域県民センター	所	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
	次長	七種
地域防災幹長		六種

別表第十三知事の事務部局の部男女共同参画推進センターの項中「七種」を「七種(人事委員会が認める者にあつては六種)」に改め、同部消防学校の項の次に次のように加える。

総合理工学研究機構	次	七種
	事務局長	三種(人事委員会が認める者にあつては二種)
県民生活センター	次	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
	所長	四種
中北保健福祉事務所	次	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)
	副所長	五種
峡東保健福祉事務所	次	六種(支所に勤務する者にあつては七種)
	副所長	七種
峡南保健福祉事務所	次	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
	副所長	五種
保健福祉企画幹	次	七種
	所長	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
保健福祉企画幹	次	七種
	所長	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
保健福祉企画幹	次	七種
	所長	五種

保健福祉企画幹	七種
所長	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)
副所長	五種
次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
保健福祉企画幹	七種

別表第十三知事の事務部局の部育精福祉センターの項中「四種」を「四種(人事委員会が認める者にあつては三種)」に改め、同部精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

中北林務環境事務所	所長	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)
次長	六種	
森林保全幹	七種	
環境保全幹	七種	
工事施工管理幹	八種	
峡東林務環境事務所	所長	四種
次長	六種	
森林保全幹	七種	
環境保全幹	七種	
工事施工管理幹	八種	
峡南林務環境事務所	所長	五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)	
森林保全幹	七種	
環境保全幹	七種	
工事施工管理幹	八種	

富士・東部林務環境事務所	所長	四種
次長	六種	
森林保全幹	七種	
環境保全幹	七種	
工事施工管理幹	八種	

別表第十三知事の事務部局の部森林総合研究所の項中「技術指導幹」を「技術指導幹 普及指導幹」に改め、同部緑化センターの項を削り、富士工業技術センターの項中

「次長 七種(人事委員会が認める者にあつては六種)」に改め、同部就業

支援センターの項の次に次のように加える。

中北農務事務所	所長	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)
副所長	五種	
次長	六種	
地域農政推進幹	七種	
農村整備振興幹	七種	
工事施工管理幹	八種	
峡東農務事務所	所長	四種
副所長	五種	
次長	六種	
地域農政推進幹	七種	
農村整備振興幹	七種	
工事施工管理幹	八種	

所 峡南農務事務所					所 富士・東部農務事務所				
所長	副所長	地域農政推進幹長	次長	農村整備振興幹長	工事施工管理幹長	所長	副所長	地域農政推進幹長	次長
五種（人事委員会が認める者にあつては四種）	五種	六種	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	七種	八種	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）	五種	六種	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

別表第十三知事の事務部局の部中病害虫防除所の項を削り、総合農業試験場の項を次のように改める。

総合農業技術センター				
所長	副所長	次長	特別研究員	普及指導幹
三種	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）	六種	七種
研究管理幹	花き振興幹	研究管理幹	八種（人事委員会が認める者にあつては七種）	七種

別表第十三知事の事務部局の部果樹試験場の項中「五種」を「五種（人事委員会が認める者にあつては四種）」に、「特別研究員」を「特別研究員 普及指導幹」に改め、同部農業大学校の項の次に次のように加える。

中北建設事務所			峡東建設事務所			峡南建設事務所			富士・東部建設事務所		
所長	支所長	次長	工事施工管理幹長	所長	次長	工事施工管理幹長	所長	次長	工事施工管理幹長	所長	支所長
三種	五種	六種（支所に勤務する者にあつては七種）	八種	四種	六種	八種	四種	六種	八種	四種	五種
											六種（支所に勤務する者にあつては七種）

別表第十三教育委員会事務局の部本庁の項中

教育次長

一種

を

教育次長

理事

一種

二種（人事委員会が認める者にあつては一種）

に、「科学振興監」を「文化振興

監」に、「課長」を「課長」に、「新しい高校づくり推進室長」を「新しい学校づくり推進室長」に改め、同部中教育事務所の項を削り、本庁の項の次に次のように加える。

中北教育事務所	所	長	五種
	副所	長	六種
	次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)	
峡東教育事務所	所	長	五種
	副所	長	六種
	次長	七種	
峡南教育事務所	所	長	五種
	副所	長	六種
	次長	七種	
富士・東部教育事務所	所	長	五種
	副所	長	六種
	次長	七種	

別表第十三教育委員会事務局の部埋蔵文化財センターの項中

次長	七種(人事委
----	--------

員会が認める者にあつては六種)

を

所長	五種
次長	七種(人事委員会が認める者にあつ

ては六種)

に改め、同部考古博物館の項を次のように改める。

考古博物館	館	長	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)
	副館	長	六種
	次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)	

別表第十三を別表第十二とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第六条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号。以下「改正条例」という。)(附則第六条の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。))における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第六条適用職員」という。)(のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)(別表第三の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)(が行政職給料表の二級又は五級であった職員 旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第六条適用職員に係る切替日以後の職務の級の二級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第二十四条の規定によるものに限る。)(については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)(が、行政職給料表の二級又は五級であった職員にあつては、旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成

十七年山梨県条例第百二号（附則第六条の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で行政職給料表の二級又は五級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十六条又は第二十七条の規定を適用する。

（初任給に関する経過措置）

5 平成十九年一月一日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について新規則第十七条から第十九条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となつた日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から新規則第十四条第一項の規定による号給（新規則第十七条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされていゝる号給を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となつた者が新規則第二十三条の五第一項に規定する特定職員であるときは、三）で除して得た数の年数（人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める年数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼつた日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号給は、新規則第十七条から第十九条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼつた日（平成二十二年一月一日以後に新たに職員となつた者で採用日から調整年数をさかのぼつた日が同日の属する年の十一月一日（新規則第二十三条の五第一項に規定する特定職員にあつては、同年の十月一日）以後である場合にあつては、同年の翌年の一月一日）の翌日から採用日までの間における新規則第二十三条の二に規定する昇給日（平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

（特定職員の昇給の号給数の特例）

6 新規則第二十三条の五第一項に規定する特定職員のうち同条第二項第一号又は第二号に該当するものについて、同条第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数が新規則別表第八に定める号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができ。

（平成十九年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

7 平成十九年一月一日までの間における新規則第二十三条の五第一項、第三項第一号及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「定める号給数」とあるのは「定

める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、同条第三項第一号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第六項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条第四項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項若しくは第二十九条の二の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成十九年一月一日における特定職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日（同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十一条第四項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項若しくは第二十九条の二の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日）」とする。

（平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

8 平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における新規則第二十三条の五第一項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E（条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE）」とする。

（平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等）

9 平成十九年一月一日において、特定職員（新規則第二十三条の五第一項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を改正条例第二条の規定による改正後の山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号。以下「新条例」という。）第八条の五第一項の規定による昇給（新規則第二十三条の八又は第二十三条の九に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から一を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となつた一般職員又は切替日後に新規則第二十三条第四項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項若しくは第二十九条の二の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日）から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げ

る一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる一般職員

二 新条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける一般職員で次項第二号又は第三号に掲げる一般職員に該当するもの

三 次項第三号に掲げる一般職員(新条例第八条の五第三項の規定の適用を受けるものを除く。)で任命権者が昇給させることが相当でないことを認めるもの

10 一般職員の基準号給数は、新規則第二十三条の三に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。ただし、第一号に定める号給数によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 八号給以上(新条例第八条の五第三項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、四号給以上)

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下

11 人事委員会の定める事由以外の事由によって切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

12 附則第九項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十二條第一項に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

13 附則第十項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、任命権者の一般職員の定員等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(給料の調整額の経過措置)

14 新条例第十一条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、新規則第三十條第二項又は第三項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各

号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項若しくは第二十八條の六第二項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に新規則第三十條第三項各号に規定する短時間勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十五

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

15 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に改正条例第二条の規定による改正前の山梨県職員給与条例及びこの規則による改正前の山梨県職員の給与に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として旧規則第三十條第二項又は第三項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として旧規則第三十條第二項又は第三項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に平成十七年改正職員給与条例附則第三十條等の規定による給料に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号。以下「改正条例附則第三十條等規則」という。)第四条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合
ロ 改正条例附則第十一条等規則第四条第一項各号に掲げる場合に該当すること
なつた職員

四 施行日以後に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他人事委員
会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用
を受けることとなつた職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員
であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用される
こととなる調整基本額

(雑則)
16 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、
人事委員会が定める。

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)
17 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成二年山梨県人事委員会
規則第十二号)附則第一項中「附則第六項及び第七項」を「附則第三項及び第四項」
に改め、附則第二項中「(次項及び附則第五項において「改正後の規則」という。)」
を削り、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則中第六項
を第三項とし、第七項を第四項とする。

18 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成八年山梨県人事委員会
規則第十五号)附則第二項中「附則第十五項及び第十六項」を「附則第四項及び第五
項」に改め、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第十三項までを削り、附則第
十四項中「附則別表第四」を「附則別表」に改め、同項を附則第三項とし、附則中第
十五項から第十七項までを十一項ずつ繰り上げる。附則別表第一から別表第三までを
削り、附則別表第四中「（附則別表第四）」を「（附則別表）」に改め、同表を附則別表とする。

19 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十四年山梨県人事委員
会規則第三号)附則第二項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第
一項の見出し及び項番号を削る。

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の
一部を次のように改正する。
目次中「第二十六条の七」を「第二十六条の五」に、「第二十八条・第二十九条」
を「第二十八号 第二十九号」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、
第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条中「給料」を「給料、地域手当」に改める。

第六条第一号中「及び短期大学」を削る。

第九条第二項中「については」の下に、「同表において別に定める場合を除き」を加え
る。

第十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を
「号給」に、「は第二十二号の二第一項第一号から第三号まで若しくは第二十二号第一
項又は第二十四号第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「有する者」の下に「
当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得
したと認めるもの」を、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、「号給とする」
を「号給とすることができる」に改める。

第十六条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を
「号給」に、「十八号(経験年数のうち五年までの月数については十二月、五年を超え
十年までの月数については、十五日)で除した数(一未満の端数は、切り捨てる。))を
加えた」を、「十二月(その者の経験年数のうち五年を超え十年までの月数については十
五月、十年を超える月数については十八日)で除した数に四(新たに職員となつた者が
第二十条の五第一項に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数(一未満の
端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た」に改め、同条第二項中「前項」
を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の
次に次の一項を加える。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の
学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等
の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適
用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して
用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による
加える年数を合算した年数をもつて、前項に定める経験年数とする。

第十八条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「給料月額」を「号給」

に、「これら」を「同条」に改める。

第十九条(見出しを含む。)及び第十九条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項に規定する異動をした職員の前号の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となつたとき(免許等が必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取付したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給

二 その初任給の決定について第十八条又は第十九条の規定の適用を受けていた者あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日を受けることとなる号給

4 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもつて、その者の異動後の号給とすることができる。

第二十条の二から第二十条の六までを次のように改める。

(昇給日)

第二十条の二 条例第八条第一項の人事委員会規則で定める日は、第二十条の八又は第二十条の九に定めるものを除き、毎年一月一日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第二十条の三 条例第八条第一項の規定による昇給(第二十条の八又は第二十条の九に定めるところにより行うものを除く。第二十条の五及び第二十条の六において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(行政職給料表の七級以上の職員に相当する職員)

第二十条の四 条例第八条第二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 二 教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
- 三 教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

四 教育職給料表(四)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第二十条の五 前条各号に掲げる職員(以下この条及び次条において「特定職員」という。)を条例第八条第一項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第四に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第二十条の三に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- 三 勤務成績が良好である特定職員 C
- 四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- 五 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間(当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の六分の二に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第五号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D

二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 任命権者において、前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十条第四項、第二十三条第三項若しくは第二十六条の二の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、任命権者の特定職員の定員、第五項の人事委員会の定める割合等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。（特定職員以外の職員の昇給の号給数）

第二十条の六 特定職員以外の職員を条例第八条第一項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

第二十条の六の次に次の四条を加える。

第二十条の七 条例第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、教育職給料表（一）の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、五十七歳とする。

第二十条の八 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第八条第一項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより

退職する場合 退職の日
(特別の場合の昇給)

第二十条の九 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、条例第八条第一項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）
第二十条の十 第二十条の二から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第二十三条及び第二十四条を削る。
第二十三条の二の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。
職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第四の二に定める昇格時号給対照表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十三条の二第二項を削り、同条第三項中「前条」を「前一条」に、「させる」を「させた」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。
3 第二十三条第一項の規定により職員を昇格させた場合において、前二項の規定によるその者の号給が新たに職員となつたものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前二項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

第二十三条の二第四項を次のように改め、同条を第二十三条とする。
4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。
第二十三条の三の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。
第二十三条の三第三項中「よる職員の給料月額が部内他の職員との均衡を著しく失すると認められるとき」を「より職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合に」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十四条とする。
第二十五条及び第二十六条を削る。
第二十六条の二の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一

項中「専従許可」を「地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)」に、「大学院修学休業」を「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業(以下この条において「大学院修学休業」という。)」に、「別表第五休職期間等換算表により換算して得た期間(以下「調整期間」という。)」を「別表第五に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間」に、「又は復職等の日から一年以内の条例第八条第七項に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でのその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項の規定による」を「前項の規定による」に、「場合には、前二項」を「ときは、同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項に定める給料月額の調整等」を「前二項に定める号給の調整」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第二十五条とする。

第二十六条の三(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十六条の四の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「取得した場合」の下に、「(第二十条第四項又は第二十二条の二第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第二十六条の五中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条を第二十六条の三とする。

第二十六条の六中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第二十六条の四とし、第二十六条の七を第二十六条の五とする。

第二十七条第二項中「調整基本額」の下に、「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三十三号。以下「平成十七年改正条例」という。)(附則第十条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、前項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは、「給料月額」と山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三十三号)(附則第十条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。

第二十七条の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十七年改正条例附則第十条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十七年改正条例附則第十条の規定による給料の額との合計額」とする。

3 平成十七年改正条例附則第十条の規定による給料を支給される職員に関する前二項の規定の適用については、前二項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十七年改正条例附則第十条の規定による給料の額との合計額」とする。

(へき地手当と地域手当との調整)

第三十一条の二 地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)別表に掲げる地域に所在するへき地学校に勤務する職員には、条例第十三条の二の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

別表第二を次のとおり改める。

別表第二 級別資格基準表（第八条―第十二条、第二十条、第二十一条、第二十二条款関係）

一 教育職給料表（一級別資格基準表）

教務職員		助手		講師		助教授		教授		職種の 免許歴等	職級の
○	○	○									一級
		二・五	二・五	○	○	○	○				二級
					九六	六六	九六	六六	○	○	三級
							十二三	九三	十二三	九三	四級

二 教育職給料表(二) 級別資格基準表

職 種	免学歴等		の職務		教 頭		校 長		教諭及び養護 教諭		助教諭、養護 助教諭 講師、 実習助手及び 寄宿舎指導員		
	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	短大卒	大学卒
一 級													
二 級													

備考
 1 この表を適用するに当たつては、第一号に掲げる者については「大学卒」の、第二号に掲げる者については「短大卒」の学歴免許等欄の区分を適用する。
 一 大学卒
 (1) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)別表第二の一種免許状の項第二欄の

- 口又はハの資格を有する者
- (2) 教育職員免許法第十六条の二に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の自立活動教諭の免許状の取得者
- (3) 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条第一項の表の第二十号の上欄の口又は第二十号の四の上欄の該当者のうち、(1)に掲げる者と同等に取り扱う必要があると認められるもの
- 二 短大卒
- (1) 教育職員免許法別表第二の二種免許状の項第二欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六号）による改正前の教育職員免許法（以下「旧教育職員免許法」という。）別表第二の二級普通免許状の項基礎資格欄の二の資格を有する者
- (2) 教育職員免許法第十六条の二に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の取得者
- (3) 教育職員免許法施行法第二条第一項の表の第二十一号の上欄のハの該当者
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、その者が次の表の基礎学歴欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用されるこの表の学歴免許等欄の区分に応じて次の表の調整年数欄に定める年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の一の一、一の二又は一の三の区分に属する者にあつてはその年数に一年を、同表の一の五の区分に属する者にあつてはその年数に六月を加えた年数）とする。

基礎学歴	調整年数		
	調	整	年数
高校三卒	四年	二年	高校卒
高校二卒	五年	三年	一年

注 基礎学歴欄の学歴免許等の区分については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 教諭のうち教育職員免許法附則第八項の規定により高等学校教諭の一種免許状を授与された者（旧教育職員免許法附則第十項の規定により高等学校教諭二級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級二級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、一年とする。

三 教育職給料表(三) 級別資格基準表

職 種			教 諭 及 び 養 護 教 諭		教 頭		校 長		免学歴等 の職務 級務
短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒		
○	○	○							一 級
別に定める	別に定める	別に定める	○	○	○	○	○	○	二 級

備考 この表を適用する場合における職員の学歴免許等の資格及び経験年数については、教育職給料表(二) 級別資格基準表の備考第一項及び第二項の規定を準用する。

四 教育職給料表(四)級別資格基準表

助 手		講 師		助 教 授		教 授		免学 許歴 等 の職 級務	職 種
短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒	短 大 卒	大 学 卒		
○	○	○	○	○	○				一 級
		二・五	二・五 一	二・五	二・五 一	○	○		二 級
				九 六	七 六	十 六	七 六		三 級
						十五 五	十二 五		四 級

別表第三中、「別表第三 初任給基準表(第十三条 第十六条、第二十二条の二関係)」を、「別表第三 初任給基準表(第十三条 第十六条関係)」に改める。

二級十二号給
二級十号給
二級六号給
二級三号給
一級十五号給
一級十三号給
一級九号給
一級六号給
一級二号給

別表第三第一号の表中

二級四十一号給
二級三十五号給
二級十七号給
二級五号給
一級五十三号給
一級四十七号給
一級二十九号給
一級十七号給
一級七号給

を

に改める。

二級十号給
二級六号給
二級三号給
一級五号給
一級八号給
一級五号給
一級二号給

別表第三第二号の表中

二級三十五号給
二級十七号給
二級五号給
一級十五号給
一級二十五号給
一級十五号給
一級五号給

を

に改め、同表の

二級十三号給
二級九号給

備考第二項中、「一の四」を「一の五」に改める。

二級四十七号給
二級二十九号給

別表第三第三号の表中

二級六号給
二級三号給
一級八号給
一級五号給
一級三号給

を

に改める。

別表第三第四号の表中

二級九号給
二級五号給
一級六号給
一級十三号給
一級九号給
一級六号給
一級三号給

を

に改める。

二級三十五号給
二級十七号給
一級十七号給
一級四十七号給
一級二十九号給
一級十七号給
一級七号給

別表第四を次のように改める。

別表第四 特定職員昇給号給数表(第二十条の五関係)

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第八条第三項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。
別表第四の二を次のように改める。

別表第四の二 昇格時号給対応表 (第二十三条関係)

イ 教育職給料表 (一) 昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	26	22	30	14
43	27	23	31	15
44	28	24	32	16
45	29	25	33	17
46	29	26	34	18
47	30	27	35	19
48	30	28	36	20
49	31	29	37	21
50	31	30	38	21
51	32	31	39	22
52	32	32	40	22
53	33	33	41	23
54	33	33	41	23
55	34	33	42	24
56	34	34	42	24

57	35	34	43	25
58	35	34	43	25
59	36	35	44	25
60	36	35	44	26
61	37	35	45	26
62	37	36	46	26
63	37	36	47	27
64	38	36	48	27
65	38	37	49	27
66	38	37	50	28
67	39	38	51	28
68	39	38	52	28
69	39	39	53	29
70	40	39	54	29
71	40	40	55	30
72	40	40	56	30
73	41	41	57	31
74	41	41	57	31
75	41	42	58	32
76	42	42	58	32
77	42	43	59	33
78	42	43	59	33
79	43	44	60	33
80	43	44	60	34
81	43	45	61	34
82	44	45	61	34
83	44	46	62	35
84	44	46	62	35
85	45	47	63	35
86	45	47	63	36
87	45	48	64	36
88	46	48	64	36
89	46	49	65	37
90	46	49	65	37
91	47	49	66	37
92	47	49	66	37
93	47	50	67	38
94	48	50	67	38
95	48	50	68	38
96	48	50	68	38
97	49	51	69	39
98	49	51	69	39
99	50	51	70	39
100	50	51	70	39
101	51	52	71	40
102	51	52	71	
103	52	52	72	
104	52	52	72	
105	53	53	73	
106	53	53	73	
107	53	53	74	
108	54	54	74	
109	54	54	75	
110	54	54	75	
111	55	55	76	
112	55	55	76	
113	55	55	77	
114	56	56	77	
115	56	56	78	
116	56	56	78	
117	57	57	79	
118	57	57		
119	57	57		